



埼玉県発行

目次

告示

- 平成二十年九月分抽せん償還の結果 (財政課) 一
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (南西部振興) 一
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (東部振興) 一
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (利根振興) 二
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 () 二
- 保安施設地区の指定予定 (森づくり課) 二
- 建設業法第二十八条第三項に基づく営業停止処分 (建設業課) 三
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 三
- 埼玉県立図書館貸出手続確認装置の貸借借に関する入札公告 (浦和図書館) 四
- 開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土) 六
- (東松山県土) 六

告示

埼玉県告示第九百九十八号

埼玉県公債を抽せんの結果、次のとおり償還する。

平成二十年七月二十五日

一 銘柄、償還期日、償還額及び番号

埼玉県知事 上田清司

銘柄	償還期日 (年・月・日)	償還額 (万円)	1万円券	10万円券	100万円券	1000万円券
10/ホ	20.9.23	96,000	85・86		68～77	218～248 1111～1142 2903～2934
10/ハ	20.9.23	13,806	183・184 197・198		253～258 547～552 589～594	169～172 365～368 393～396

二 支払場所
指定の支払場所

埼玉県告示第九百九十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千号

この法人は、高齢者や障害者に対し「ふれあいと健康な暮らし」を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百九十九号

申請のあった年月日
平成二十年七月十四日

一 申請のあった年月日
平成二十年七月十四日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まごころ家族

三 代表者の氏名
田村 令子

四 主たる事務所の所在地
埼玉県ふじみ野市大井中央三丁目二十番十一号

五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者に対し「ふれあいと健康な暮らし」を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年七月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本ヨーガ療法士協会北関東

三 代表者の氏名

平塚 次男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市早稲田三丁目九番地二

一〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、胎児(妊婦)から高齢者まで幅広い層に対し、専門的知識を持ったヨーガ療法士がヨーガ療法の講演会や実習指導等を行うことで、心身に真の健康を取り戻して、医療費の

抑制やヨーガ療法士等の雇用機会の拡充など社会全体の利益に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を

申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年七月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フタバ

三 代表者の氏名

田野 實

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東一丁目十七番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で子育てに対する孤独感や不安感を持つている人に対して保育を支援する活動及び地域社会における環境と福祉の増進を図り、広く社会の公益に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年七月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人忠次郎蔵

三 代表者の氏名

田村 隆次

四 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市忍一丁目四番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、登録有形文化財である忠次郎蔵(旧小川忠次郎商店)を活用、維持することにより、文化財の保護と地域住民のコミュニケーションを図り、活気あるまちづくりに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三号

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十四条において準用する第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定予定保安施設地区の所在場所

(一) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に

囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

秩父郡小鹿野町両神薄字加明地七五三九、七四九六、七五六九、七五六八

(二) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及

び標柱一号と標柱十号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

秩父郡小鹿野町両神薄字加明地七五二〇の一、七五二二、七五二二、七五二五、七五五三、七五五二の二、七五五一、七四六二の一、七四六三

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採することができない立木は、当該立木の所在する市

町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 指定の有効期間 七年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

埼玉県告示第千四号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十年七月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日
平成二十年七月二十三日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社新井工務店	埼玉県さいたま市北区宮原町四丁目十一番一号	目黒有	埼玉県知事許可(般一十七)第三七三八一号
明清電設株式会社	埼玉県川口市東川口四丁目七番十五号	宗像清吉	埼玉県知事許可(般一十七)第四七二四八号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止(建設業の営業のうち民間工事に係るものについて平成二十年八月六日から同月十二日までの七日間)

四 処分の原因となった事実

処分を受けた者は、法第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結した。

このことは、法第二十八条第一項第六号に該当する。

埼玉県告示第千五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十年七月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日
平成二十年七月二十三日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名
シーティイーネット株式会社	埼玉県川口市東川口一丁目十七番十二号	嶋村晴隆
有限会社装彩	埼玉県川口市岸町二丁目三十三番地二	澤田元実
有限会社奥瀬電設	埼玉県川口市青木四丁目十一番十四の二百二号ゼファー川口中青木	奥瀬文男
千代田商事	埼玉県三郷市天神一丁目百四十四番地	千代田忠一
有限会社滝上建工	埼玉県熊谷市桜町二丁目四番十八号一番地十九	滝上和雄
内島工務店	埼玉県熊谷市桜町二丁目四番十八号	内島章雄
有限会社卓巳住建	埼玉県大里郡寄居町大字鉢形千四百七十九番地二	川邊卓巳

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止(建設業の営業のうち民間工事に係るもの)について平成二十年八月六日から同月八日までの三日間)

四 処分の原因となった事実
 処分を受けた者は、法第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第一条の二第一項で定める金額以上の建設工事を請け負い施工した。
 このことは、法第二十八条第二項第二号に該当する。

埼玉県告示第十六号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 一 許可番号
 平成二十年七月二十五日
 埼玉県知事 上田清司
- 二 検査済証番号
 指令杉整第一九〇三二二一号

平成二十年七月十八日第二十四号

- 三 開発区域に含まれる地域の名称
 北葛飾郡杉戸町大字下高野字江下野
 二五八―一、二五八―二、二六〇―一、二六一―一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 北葛飾郡杉戸町大字堤根四四二番
 地三

株式会社 六花舎
 代表取締役 吉澤 隆

埼玉県告示第十七号

次のとおり一般競争入札に付する。
 平成二十年七月二十五日

埼玉県知事 上田清司

- 1 調達内容
 - (1) 購入等件名及び数量
 埼玉県立図書館貸出手続確認装置の賃貸借 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間

平成20年10月1日(水)から平成25年9月30日(月)まで。ただし、平成21年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

- (4) 履行場所
 埼玉県立浦和図書館が指定する場所
- (5) 入札方法
 本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送も認める。落札者の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格
 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
 (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中ではない者であること。
 (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
 (5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札説明書及び仕様書の入手方法
 ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
 入手手順は、下記のとおり
 (ア) 埼玉県ホームページを開く。
 (イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

- (ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入札」を選択する。
- (エ) 「入札情報公開システム」を選択する。
- (オ) 調達機関は「埼玉県」を選択する。
- (カ) 部局名は「教育機関」を選択する。
- (キ) 課所名は「浦和図書館」を選択する。
- (ク) 「物品等」を選択する。
- (ケ) 「1 発注情報の検索」を選択する。
- (コ) 検索ボタンをクリックする。
- (カ) 本入札案件を選択する。
- イ 紙媒体での入札を希望する場合
 - 3(2)の交付場所において交付する(事前に電話で連絡をすること。)
- (2) 紙媒体の入札書を郵送する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先(3(1)アの場合を含む。)
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目1番22号 埼玉県立浦和図書館産業資料担当 飯田 電話048-829-2821(代表)
- (3) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
 - 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年8月20日(水)午前10時まで
 - イ 紙媒体の入札書を郵送する場合
 - 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年8月19日(火)午後5時まで(必着)
 - なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。
- (4) 開札の場所及び日時
埼玉県立浦和図書館 平成20年8月20日(水)午前11時
なお、開札への立会いは、不要とする。
- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金

- 入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
 - 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
 - (3) 入札者に要求される事項
 - この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成20年8月5日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
 - 同システムから確認申請する。
 - イ 紙媒体の確認申請書を郵送する場合
 - 3(2)の提出先まで郵送により提出する。
 - なお、郵送による場合には書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。
 - (4) 入札の無効
 - 次に掲げる入札書は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
 - (5) 契約書作成の要否
 - (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格
設定しない。
 - (8) 手続における交渉の有無
無

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通)F330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(10) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十

一号

都市計画法(昭和四十二年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月二十五日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成二十年四月三十日

指令飯整第二〇〇〇一〇号

二 検査済証番号

平成二十年七月十七日

飯整第二〇〇〇五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字長瀬字林七二六

番一、七二六番四、七二六番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

毛呂山町前久保南一丁目五番一〇号

株式会社祥栄

代表取締役 小久保 祐久

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百

三号

都市計画法(昭和四十二年法律第九

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井 清司

一 許可番号

平成二十年六月二十三日

第二〇〇〇二〇〇号

二 検査済証番号

平成二十年七月十六日

第二〇〇〇三二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字川向六四五

四、六五〇一、六五〇一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都豊島区池袋一―二一九―二〇

一

赤沼 弘子

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉県蕨市ホームページセンター http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
発行日	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇一(代表)